世田谷二丁目ちぐさ住宅地区　地区計画パンフレットの内容についてご案内します

なお　きりかきが他のページにも施されていますが　音声コードは表紙のみに印刷されています

世田谷二丁目ちぐさ住宅地区　地区計画で定めている主な項目は

敷地面積の最低限度

壁面の位置等の制限

高さの最高限度

建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

垣又はさくの構造の制限

土地の利用に関する事項（敷地内緑化）

総合設計の場合の本整備計画の遵守

地区街づくり計画で定めている主な項目は地区計画と同じです

地区内で新築　たてかえなどを行うかたは　工事着手の３０日前で　かつ建築確認申請の前までに世田谷区への届出が必要です

詳細な内容については次の担当部署にお問い合わせください

世田谷総合支所　街づくり課　電話番号は　０３－５４３２－２８７２　です